

平成28年度後期高齢者医療保険料が決定

平成28・29年度の保険料率が決定しました(左表)。

Table showing insurance premium rates for平成26・27年度 and平成28・29年度, including formulas for calculation.

年金天引き(特別徴収)

保険料の仮算定を行い、4月より年金からの天引きを開始していただきます。

普通徴収

納付書や口座振替などで、7月～翌年3月までの9回納期で納めます。

自主納付

金融機関の窓口での納付

口座振替による納付 金融機関(ゆうちょ銀行を含む) 市委託契約先金融機関

保険料について

問 保険課・保険料係

TEL 06・6992・1625

保険料の納付について

問 保険課納課

TEL 06・6992・1537、1538

制度全般について

問 大阪府後期高齢者医療広域連合

TEL 06・4790・2028

国民健康保険・後期高齢者医療制度における自己負担限度額の更新

医療機関などで高額な治療を受ける場合、支払った医療費の自己負担額について、月額で自己負担限度額が設けられています。

注1 カ月の自己負担額が自己負担限度額を超えるおそれがあるときは、「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」と保険証を併せて医療機関などに事前提示すること。

国民健康保険の場合

8月以降も医療機関などに入院・通院し、高額な治療を受ける場合は、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続きが必要ですので、保険課窓口で申請してください。

表1 70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

Table with columns for 市民税区分, 所得金額, 年3回目まで, 年4回目以降, 入院時の食事代(1食).

- ※1 基礎控除後の総所得金額等のこと。
※2 過去12カ月間に、同一世帯で高額療養費の支給が3回以上あったときの4回目以降の自己負担限度額。
※3 国が指定する難病患者、小児特定疾病児童、平成28年3月31日現在で1年以上精神病床に入院している患者で、平成28年4月1日以降も引き続き入院し、退院するまでの間にある人は260円です。
※4 過去12カ月の入院日数が90日を超える場合(要申請)。

表2 70歳以上の人の一部負担割合と自己負担限度額(月額)

Table with columns for 市民税区分, 所得区分, 一部負担割合, 外来(個人単位), 入院+外来(世帯単位), 入院時の食事代(1食).

- ※1 国保:同一世帯の全ての国民健康保険被保険者(擬制世帯主を含む)の課税区分で算定。
※2 後期高齢者:同一世帯の全世帯員の課税区分で算定。
※3 ※1の算定にかかる人の各所得額が0円となる被保険者(公的年金等控除額は80万円として計算)、または市民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者。
※4 過去12カ月の入院日数が90日を超える場合(要申請)。

後期高齢者医療制度における保険料の軽減措置

世帯の所得水準に応じて、被保険者均等割額(5万1千69円)が軽減されます(左表)。

Table showing 所得金額の判定区分, 軽減割合, 軽減後の被保険者均等割額(年額).

注 軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

変更 後期高齢者医療保険被保険者証

現在使用中の後期高齢者医療被保険者証(だいたい色の有効期限は、7月31日(日)です)。

問 保険課・給付係

TEL 06・6992・1545

超える場合のみ必要など

後期高齢者医療制度の場合 現在、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付されている人には、7月末日までに新しい認定証を交付します。

後期高齢者医療被保険者証、印かん、マイナンバーカード

印かん、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード、写真入りの本人確認書類、入院日数を確認できる領収書(過去12カ月の入院日数が90日を超える場合のみ必要など)。

注 高額療養費の自己負担限度額は、70歳未満(表1)と70歳以上(表2)の人では、区分や基準となる所得金額の考え方が異なります。

注 8月1日(月)から、自己負担限度額を決定する所得基準が、平成26年中の所得金額が...